三瓶こもれびの広場(木工芸体験施設等)の指定管理候補者の選定結果について

三瓶こもれびの広場(木工芸体験施設等)の指定管理者の公募を行い、大田市公の施設指 定管理者選定委員会で審査を行った結果、次のとおり指定管理候補者を選定しました。

なお、指定管理候補者については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経た後に指定管理者に指定されます。

施設の名称	指定管理候補者	指定期間
三瓶こもれびの広場 (木工芸体験施設等)	名称 大田市森林組合 代表理事組合長 林 達夫 所在 大田市大田町大田口 1047 番地 3	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで

【審査の経過】

募集要項、選定基準等の審査令和5年6月6日(火)選定委員事前説明会令和5年10月2日(月)申請書類等審査令和5年10月10日(火)応募者プレゼンテーション・ヒアリング及び採点令和5年10月17日(火)総合審査令和5年11月9日(木)

指定管理候補者の選定結果については次のとおりです。

施設名	三瓶こもれびの広場(木工芸体験施設等)	
応募団体等 (届出順)	①大田市森林組合 代表理事組合長 林 達夫	
指定(予定)期間	令和6年4月1日 から 令和9年3月31日 まで	
指定管理者の 候補者団体名	所在地 大田市大田町大田口1047番地3 名 称 大田市森林組合 代表者 代表理事組合長 林 達夫	
審査内容	三瓶こもれびの広場 (木工芸体験施設等) の指定管理候補者の選定にあたり、施設の管理運営に対する理念・基本方針、人的基盤や財政基盤の安定性、実績や経験、施設の設置目的の達成に向けた取組み、利用者の満足度、指定管理業務に係る経費、管理運営体制、平等利用・安全対策・危機管理体制、その他必要事項について書類審査及びプレゼンテーション・ヒアリングを行い、選定審査基準に基づき審査した。 (選定委員:7名[内、民間の選定委員4名])	
特記すべき経過	指定管理候補者の選定については、客観性、透明性を確保する必要がある ため、民間委員とともに選定審査を行っている。 民間側の選定委員には、事前に指定管理業務に係る説明会を開催し、施設 の概要説明を現地で行っている。	

選定審査基準に基づき採点を行った結果、200点満点中、「大田市森林組合」は156.5点の評価となった。

以下、団体の評価を記述する。

【大田市森林組合】

今回、応募のあった団体は、現在、指定管理者として三瓶こもれびの広場 (木工芸体験施設等)の管理運営を行っている「大田市森林組合」の1団体 のみであった。

当該団体は、昭和31年4月に設立され、当該施設の開館当初より施設の 受託者あるいは指定管理者として管理運営を行っており、施設を熟知して いる団体である。

プレゼンテーション・ヒアリングにおいては、各種体験教室の様子や利用者の声の紹介、林業学習や仁摩サンドミュージアムへの作品の出展等について説明がなされた。

評価及び結果

選定委員会では、収支計画の実行性を心配する意見があったが、木工館の目的である「広く住民に木工に親しんでもらうことで山や森に関心を持ってもらうこと」を念頭に地域住民に親しんでもらえるような取組を行っていきたいとの説明がなされた。

また、三瓶周辺施設との連携方法、来館者数増加に向けての取組等についての質疑については、三瓶の情報が一元化できるように地域全体で連携すること、また、木工体験を複数日に渡って行う長期的な創作活動として企画することの提案がなされ、三瓶を周遊するような観光に繋がってほしいとの意見があった。

全体として、周辺施設や地域と連携しながら三瓶観光の活性化に取り組んでいきたいという意気込みが感じられるものであり、森林組合ならではの特徴的な事業展開を期待する評価がなされた。

なお、当該団体に対する選定委員の最高得点は170点、最低得点は14 4点であった。

以上のことから、三瓶こもれびの広場 (木工芸体験施設等) の指定管理者 の候補者として「大田市森林組合」を選定した。